

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月29日
【四半期会計期間】	第56期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	タカノ株式会社
【英訳名】	TAKANO CO.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鷹野 準
【本店の所在の場所】	長野県上伊那郡宮田村137番地
【電話番号】	(0265) 85 - 3150 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 大原 明夫
【最寄りの連絡場所】	長野県上伊那郡宮田村137番地
【電話番号】	(0265) 85 - 3150 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 大原 明夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年8月11日に提出いたしました第56期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）四半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【四半期連結財務諸表】

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】
 (訂正前)

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
会計処理基準に関する事項 の変更	(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 <略> (2) リース取引に関する会計基準等の適用 <略>

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1. 棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、 <u>実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。</u> また、 <u>棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。</u>
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	<u>定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却の額を期間按分して算定する方法によっております。</u>

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1. 原価差異の繰延処理	

(訂正後)

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
会計処理基準に関する事項 の変更	(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 <略> (2) リース取引に関する会計基準等の適用 <略>